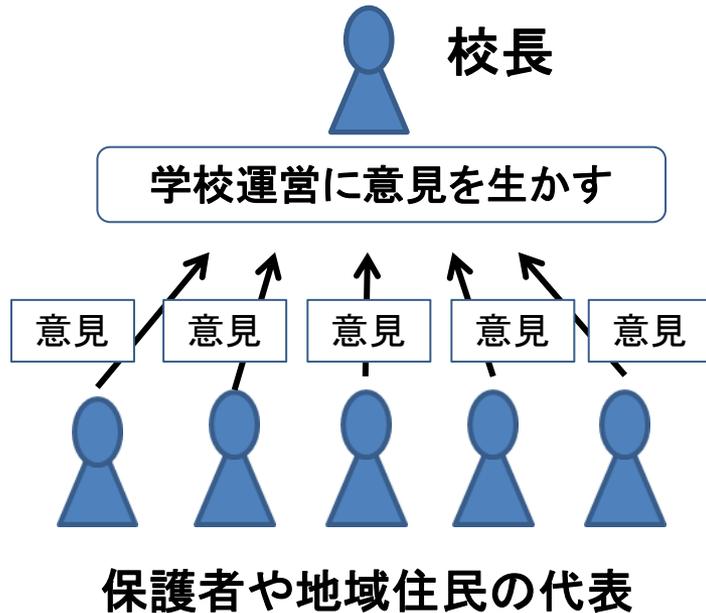


資料1(1) 学校評議員からコミュニティ・スクールへ

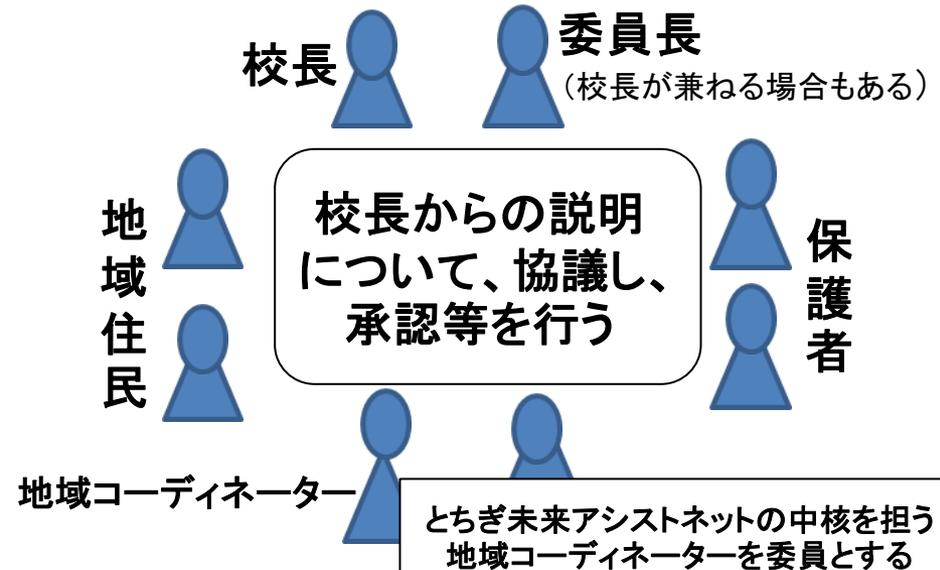
～学校と家庭・地域がより一体となって学校づくりができる～

学校評議員制度



校長の求めに応じて、学校運営について意見を述べる

コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)



校長・保護者・地域住民・地域コーディネーター等の委員による合議制

(協議される主な内容)

- 校長が作成する学校運営の基本方針の承認について
- 学校における教育活動への意見について
- 学校と家庭・地域が連携協働して行う活動について

協議会として教育委員会へ意見を述べるができる

資料2

(2)とちぎ未来アシストネットを基盤とした「コミュニティ・スクール」 ～‘教育の充実’や‘地域の絆づくり’を更に推進できる～

とちぎ未来アシストネットとは、各小中学校学区に学校コーディネーター(教職員)と地域コーディネーター(地域住民)を配置して、学校・家庭・地域の連携協働を推進する教育システム。推進体制として中学校区ごとの教育協議会や全市域を対象とした推進委員会を設置している。

学校支援ボランティア活動や児童生徒による地域への貢献が充実

とちぎ未来アシストネット推進体制

市

アシストネット推進委員会

- ・全市域での推進について協議する。
- ・各エリア教育協議会からの代表により構成される。

地域

ブロック教育協議会

- ・中学校区単位とする14ブロックがある。
- ・学校・家庭・地域の連携協働について協議する。
- ・地域の学習課題について協議する。
- ・本部を各公民館に設ける。
- ・校長・地域コーディネーター・地域代表等で構成される。

学校

学校運営協議会

小中学校44校

地域コーディネーター

学校コーディネーター

学校運営協議会を設置することで、学校・学区においても組織的な推進が図れる。

学校運営協議会からの意見を生かしてアシストネットを推進する

子ども・保護者・地域住民(ボランティア)

(コミュニティ・スクール)

資料3(3)小中一貫教育を支える「コミュニティ・スクール」 ～地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支えることができる～



1つの中学校区を単位として、それぞれの小中学校の学校運営協議会と「ブロック教育協議会」を結ぶと、その中学校区では地域ぐるみで小中一貫教育に取り組むことができる。



**義務教育9年間を見通した
学校・家庭・地域からの組織的・継続的な支援体制の整備
(教育目標の共有・地域の教育課題の解決 等)**